

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定
19 生産第 9424 号
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 農振第 1935 号

第 1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第 3 の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ特別対策等事業

シカの生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

6 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

8 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

加えて、ジビエ利用を含む、鳥獣被害対策の理解醸成を図るための情報発信の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ特別対策等事業：別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7
- 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記8

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)及び2の(1)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

(3) 広域コンソーシアム型

複数の都道府県の市町村をまたぐ地域において、コンソーシアムを構成し、ジビエの利用拡大に向けた取組を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあっては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの（以下「協議会構成員」という。）とし、経費・事業内容の欄の(2)の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。

- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)の事業実施主体について
事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、経費・
事業内容の欄の(1)から(3)まで、(6)及び(7)の取組にあっては、協議会とし、経費・事業内容の欄の(4)の取組にあっては、当該
協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の
農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表
者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を
有しているものとし、経費・事業内容の欄の(5)及び(8)から(10)
までの取組にあっては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運
営者、地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）
等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、か
つ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する
組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム（以下「コン
ソーシアム」という。）とする。
- (3) コンソーシアムのうち、第1の1の(3)の取組において構成するコ
ンソーシアム（以下「広域コンソーシアム」という。）にあっては、農
村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された
者とする。

4 協議会の要件

- 協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うた
め、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び
責任者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に
係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき
複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みと
なっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 コンソーシアム及び広域コンソーシアムの要件

- コンソーシアム及び広域コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすも
のとする。
- (1) コンソーシアム及び広域コンソーシアムが実施する事業等に係る事務
手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアム及び広域コンソーシ
アムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任
者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る
内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につい
て複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組み
となっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 处理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。ただし、広域コンソーシアムにあっては、複数の都道府県の市町村が参画すること。
- (4) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(5)の②、(8)から(10)まで及び要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(2)の取組を実施することができるものとする。

6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

7 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、特措法第4条の規定に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

9 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1及び要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組の事業の内容は、別表1の事業内容の欄に示すとおりとする。

る。

2 交付対象経費

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業(以下「推進事業」という。)の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表5に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、別表1の2. 推進事業の経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に限り、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合は、⑩に係る事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

4 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>)。以下「GL」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第3 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の1の農

村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組及び鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化及び放射性物質影響地域のジビエ利活用推進における限度額は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道及び広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

4 地域提案

本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として特措法第4条の規定に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）が作成する事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）については、地方農政局長、広域コンソーシアムが作成する事業実施計

画（以下「広域コンソーシアム計画」という。）については、農村振興局長に提出するものとし、次のいずれかに該当する場合は、広域都道府県域計画は地方農政局長と、広域コンソーシアム計画は農村振興局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の3の地域特認に該当する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

（3）都道府県知事は、（2）により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成するものとする。

（4）都道府県知事は、（3）の都道府県計画に次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第3の3の地域特認に該当する事業実施計画

イ 第3の4の地域提案を実施する事業実施計画

（5）地方農政局長は、（2）の協議を受けた場合には、その協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

（6）都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、（2）から（5）までの規定を準用して手続を行うものとする。

また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に協議するものとする。

さらに、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画についても、重要な変更に該当するときは、（2）及び（5）の規定を準用するものとする。

2 事業実施計画の作成等

（1）1の（2）に定める事業実施計画は、別表3の1の推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に替えて、別表3の1の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

（2）1の（3）に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画にあっては、別記様式

第9号の別添により作成するものとする。

- (3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。
- (4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表4に定めるところによるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うも

のとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長を行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあっては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表3の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとし、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあっても、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

(1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長を行い、それ以外の事業実施主体にあっては、別表3の3に規定する事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定

められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする（2の（1）に該当する場合を除く。）。

- （2）都道府県知事は、（1）により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- （3）地方農政局長は、（1）及び（2）により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- （4）農村振興局長は、（3）により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- （5）事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- （6）国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- （7）広域コンソーシアムにあっては、農村振興局長が別に示す方法により評価を行うものとする。

2 改善計画

- （1）1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第4号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、1の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。

- （2）都道府県知事は、（1）の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、別記様式第4号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- （3）地方農政局長は、（1）及び（2）により報告を受けた場合、広域都

道府県域事業実施主体及び都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農振局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聞く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第10 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又

は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

第11 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 農業経営基盤強化促進法に関する施策
- (4) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (5) 最適土地利用総合対策に関する施策
- (6) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (8) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (9) 森林整備事業に関する施策
- (10) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (11) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (12) 国土強靭化地域計画に基づく国土強靭化に関する施策

別表 1

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）に係る経費・事業内容の欄の 1 関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 鳥獣被害防止施設	<p>①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強</p> <p>地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するためには必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一緒に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。</p> <p>なお、被害防止施設の整備に当たっては、次の内容を満たすこと。</p> <p>ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。</p> <p>イ I C T を活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体化的に整備するものとする。</p> <p>ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。</p> <p>具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。（参照 URL: http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuukan/ki/denkisaku.html）</p> <p>侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。</p>	要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表 2 の 1. 整備事業に掲げるとおりとする。

(2)処理加工施設	<p>被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設（食肉等を原料とする加工製造のための設備（以下「加工製造設備」という。）を含む。ただし、鳥獣の捕獲個体の解体、処理を行う施設の別棟や別敷地に加工製造設備を整備する場合は、当該施設で解体、処理を行った食肉等のみを原料とするものに限る。）及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。</p>	要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める処理加工施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表2の1.整備事業に掲げるとおりとする。
(3)捕獲技術高度化施設	<p>農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。</p> <p>この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成19年3月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。</p>	
(4)地域提案	地域提案を実施できるものとする。	本要領本文第2の1の地域提案に充てができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除	<p>協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>ア 烏獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題 イ 事業の目標 ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築 オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価 カ その他必要な事項</p> <p>次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。</p> <p>ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立</p> <p>次に掲げる事項を実施できるものとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追</p>	<p>1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の交付率及び同欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1／2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の（1）の②から⑩までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。</p> <p>ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。</p> <p>オ 経費・事業内容の欄の（1）の⑤の取組に要する経費については、アからエ</p>

		払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証 イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施 ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及	までの限度額に 1,000 千円以内を加算できるものとする。
④生息環境管理		牛の放牧等による農地等の周辺における鳥獣緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。	カ 経費・事業内容の欄の(1)の⑥の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、I C T 機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む。）、出没要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は 1,000 千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は 2,000 千円以内を加算できるものとする。
⑤サル複合対策		ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から 2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。	キ 経費・事業内容の欄の(1)の⑦の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は 1,000 千円以内を加算できるものとする。
⑥クマ複合対策		直近年のクマ被害金額（ヒグマ、ツキノワグマ）が、直近 5 カ年のクマ被害金額を上回った地域を対象として、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）と併せて、地域研修会、追払い、I C T 機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む）、出没要因の調査の取組の中から、1つ以上の取組をパッケージとして効果的に行うものとする。	ク 経費・事業内容の欄の(1)の⑧の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して 100 千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000 千円を上限とする。
⑦鳥類複合対策		農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他鳥類の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の知識・知見に基づく生息・被害状況調査を実施した上で、地域研修会、追払い及び捕獲活動等の取組を効果的に行うものとする。	ケ 経費・事業内容の欄の(1)の⑨の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に 2,000 千円以内を加算できるものとする。
⑧他地域人材活用		都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を 2 回以上行うものとする。	コ 経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に要する経費については、アからエ

⑨ I C T 等 新技術の活 用	<p>市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつく I C T（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から 2 つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。</p>	<p>までの限度額に、G I S を用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000 千円以内を加算できるものとする。</p>
⑩ G I S を 活用した被 害対策等の 可視化定着 支援	<p>データに基づく被害対策の推進のため、G I S を用いて、事業実施地域における被害対策等の情報を地図上に可視化し、地域の状況把握、対策方針の検討又は計画の策定等に活用する取組を行うものとする。</p> <p>なお、取組に当たっては、農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他の対象獣種の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるものとする。</p>	<p>(2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の 1 / 2 以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から④までの取組に要する経費については 1 市町村当たり(1)のア、イ、ウ、エの額に 200 千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1 市町村当たり(1)のイ、ウ、エの額に 500 千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(3) 過年度に鳥獣被害防止総合支援事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1) 又は(2) に代えて、経費・事業内容の欄の(1)の①から④までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては 1 市町村当たり 2,000 千円以内((1)のエの場合は 3,000 千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する 1 市町村当たり 2,200 千円以内((1)のエの場合は 3,200 千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超</p>

		<p>えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（1）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>2 交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における上限単価（消費税を除く。）は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>
(2) 実施隊特定活動	①大規模緩衝帯整備	<p>野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。</p> <p>なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。</p>
	②誘導捕獲柵わな導入	<p>一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。</p>
(3) ICT等新技術実証		<p>I C T等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。</p> <p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 被害緊急対応型にあっては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2) 広域連携型にあっては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動		<p>農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。</p> <p>なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り</p> <p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内</p>

		組む場合に限り実施できるものとする	を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	①販売拡大支援	<p>捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上 捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。</p> <p>イ 流通・消費者等との連携 流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。</p> <p>ウ ジビエ商品の開発、意向調査 地域の特色を生かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。</p> <p>エ 販路開拓 ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。</p> <p>オ 衛生管理認証の取得 国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組における限度額は、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>事業実施主体がコンソーシアムの場合の交付率の欄の農村振興局長が別に定める限度額は、上記の他、本表経費・事業内容の欄の(5)の②及び(8)から(10)の交付率の欄によるものとする。</p> <p>なお、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、本表経費・事業内容の欄の(5)の②を除き、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。</p>
	②搬入促進支援	<p>捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を満たす場合に、解体機能を有する車両をリースにより導入できるものとする。</p> <p>ア 導入する車両の能力・規模が、地域の捕獲頭数、受益面積の範囲等からみて適正であること。</p> <p>イ リース期間は、2年(年単位)</p>	交付率は1/2以内とし、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち②搬入促進支援における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。

		とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。	
(6)鳥獣被害対策実施隊体制強化	①実施隊員の人材育成	野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊の隊員等が捕獲活動の経験の浅い実施隊員等に対し、OJT研修を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち①実施隊員の人材育成における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内(1か月の上限200千円)を限度額として定額交付できるものとする。
	②新規猟銃取得支援	<p>銃猟における野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、次に掲げるいずれかの事項を満たす市町村は、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊において、隊員(49歳以下。鳥獣被害対策実施隊に所属することが確実な者を含む。)が新規に猟銃の取得を行う場合の支援を実施できるものとする。</p> <p>ア 設置された鳥獣被害対策実施隊のうち猟銃免許を所持する隊員数が4人以下である場合</p> <p>イ 本表経費・事業内容の欄の(6)の①実施隊の人材育成の取組により、育成した隊員に初めて猟銃を取得させる場合</p>	<p>交付率は1/2以内とし、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち②新規猟銃取得支援における限度額は、1市町村当たり500千円以内を交付金の限度額として交付できるものとし、同上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2.推進事業に掲げるとおりとする。</p>
(7)捕獲サポート体制の構築		<p>市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織(以下「サポート隊」という。)を設置する場合において、次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア サポート隊の作業内容に関する研修、会議等</p> <p>イ サポート隊が実施する以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① わなの見廻り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業 ② 追上げ及び追払い等の被害防除に係る補助的作業 	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構築における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2)サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり2,400千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
(8)処理加工施設の人材育成		処理加工施設における新たな新しい手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める処理加工施設の人材育成に

	をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとする。	おける限度額は、1施設当たり1,920千円（1か月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。
(9) ICTの活用による情報管理の効率化	ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICTの活用による情報管理の効率化における限度額は、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
(10) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める放射性物質影響地域のジビエ利活用推進の限度額は、1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

別表2

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容	上限単価		
(1)鳥獣被害防止施設	ア 新規整備		
①新規整備	獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円／m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)
②再編整備	電気柵(1段当たり)	1 4 8	3 9 1
③既設柵の地際補強	電気柵シート(地際補強)	2 5 4	6 7 3
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
	イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 9 7 0
		ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1, 2 9 0
	シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2, 7 9 0
		ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1, 9 5 0
	イ 再編整備		
	獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円／m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)
	電気柵(1段当たり)	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
	イノシシ	金網柵(ロール状)	2 9 6
		ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1 9 2
	シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	4 3 0
		ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	2 8 6
	ウ 既設柵の地際補強		
	既設柵の種類	上限単価 (円／m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円／m) (左記以外の場合)
	ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	8 2 6	2, 0 6 5

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際

の補強等を実施するものとする。

- 電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができるない支柱間隔とする。
- 電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- 電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をΦ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- 金網柵については、金網の径をΦ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ耐用年数が5年以上あるものに限る。

なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。

処理加工施設	
	上限単価（万円／m ² ）
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	38.1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類欄の2の（1）の経費・事業内容欄の1関係）

経費・事業内容	上限単価	
（1）被害防止活動推進	1. 箱わな	
	仕 様 (幅×奥行き)	獣 種
	大型獣用（3m ² 以下）	主にイノシシ、シカ、クマ（サル用を兼ねる。）
	中型獣用（2m ² 以下）	サル専用
	小型獣用（0.5m ² 以下）	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等

注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものと

	<p>する。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10cm 以下、ϕ 5 mm以上とする。 ・ サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、ϕ 3 mm 以上とする。 ・ アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5 cm 以下、ϕ 1.6 mm以上とする。 <p>2. くくりわな 1 基当たり 16 千円とする。</p> <p>3. 囲いわな 1 m²当たり 31 千円とする。</p>
(2) 実施隊特定活動	<p>1. 大規模緩衝帯整備導入 1 ha 当たり 480 千円とする。</p> <p>2. 誘導捕獲柵わな導入 1 m²当たり 31 千円とする。</p>
(5) ジビエ②搬入促進支援拡大に向けた地域の取組	<p>1. 解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）の上限単価 1 車両当たり 15,000 千円以内とする。</p> <p>2. リース料助成額の算定 リース料助成額は、次の算式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \times \text{消費税抜き} \times \text{交付率} (1/2 \text{ 以内})$ <p>ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。</p> <p>また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。</p> <p>ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{交付率} (1/2 \text{ 以内})$ <p>イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格} - \text{残存価格}) \times \text{交付率} (1/2 \text{ 以内})$ <p>事業実施主体は、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。</p>
(6) 猟銃被②新規獵害対策実施隊体制強化	<p>1. 新規獵銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価 1 丁当たり 100 千円以内とする。（実施隊員 1 名当たり 1 丁の取得に限る。）</p> <p>2. 銃購入費助成額の算定 銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{銃購入費助成額} = \text{銃購入費} \times \text{消費税抜き} \times \text{交付率} (1/2 \text{ 以内})$ <p>3. 獣銃を新規取得した実施隊員の要件 獵銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 獣銃を購入した日から 5 年以内に実施隊員として、獵銃による有害捕獲に取り組むこと。</p> <p>イ 獣銃を購入した日から 5 年以内に獵銃の所有権を放棄しないこと。</p>

別表3

1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<p>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</p> <p>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画・近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要</p> <p>4 事業に係る項目 推進体制の整備・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・I C T等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・I C T等新技術実証・G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・I C Tの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>5 捕獲機材の導入に係る事項 既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲機材の規格（幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等）捕獲目標頭数、捕獲機材の維持管理体制</p> <p>6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）に係る事項 予定販売先、予定販売数量</p>
整備事業（新規整備）	<p>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</p> <p>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・I C T等新技術の活用・G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・I C T等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・I C Tの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目</p> <p>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</p> <p>6 食肉利用等施設を整備する場合の項目</p>

	予定販売先、予定販売数量
整備事業（再編整備）	<p>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</p> <p>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</p> <p>3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・I C T等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・I C T等新技術実証・G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規獣銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・I C Tの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理方法、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、費用対効果分析、経済性の評価</p> <p>注 再編整備計画については、(別添) 再編整備計画書を参考とする。</p>
整備事業（既設柵の地際補強）	<p>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</p> <p>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</p> <p>3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性 利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目</p> <p>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</p>

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・I C T等新技術の活用・G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・I C T等新技術実証・</p>

	<p>ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規獵銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容 (対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数)並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 捕獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績</p> <p>6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）に係る事項 予定販売先、予定販売数量</p>
整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規獵銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況</p> <p>6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量</p>

3 事業評価の報告

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携</p> <p>2 実施時期に係る項目</p> <p>3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量</p> <p>4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況</p> <p>5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率</p> <p>6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上</p>

への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、
事業実施主体の評価

7 侵入防止柵設置後のは場ごとの鳥獣被害の被害状況

(別添)

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

--

(2) 構成市町村

--

(3) 事業の目的

--

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

--

(2) 他計画との連携

--

(3) 近隣市町村等との連携

--

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

--

4. 他の取組及び事業等との連携

--

5. 利用計画

--

6. 維持管理

--

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

--

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 費用対効果分析

--

10. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別表4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認められることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること。（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

- | | |
|----|--|
| 19 | 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。 |
| 20 | 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。 |
| 21 | 施行方法の選択が適切にされていること。 |
| 22 | 入札の方法に関する知識を有していること。 |
| 23 | 地元関係者との合意形成が図られていること。 |
| 24 | その他法律に定める基準等が満たされていること。 |
| 25 | 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等被害防止施設整備事業）に限る。）。なお、生産コストの低減率の算定の単位については、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 |

別表5 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
有害捕獲	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 ・ モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） ・ 花火、煙火（クマを対象とした追払い、追上げを実施する場合に限る。） ・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 調査機材及びその借料 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ G I S を用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。）
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 衛生管理認証取得に要する経費 ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃

		<p>金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するためには要する経費 ・役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・手数料、印紙代 ・成果発表に必要な経費 ・情報提供や普及啓発に必要な経費
	搬入促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のリース料
鳥獣被害対策実施隊体制強化	実施隊員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金 ・研修教材費 ・研修資材費 ・事務用品
	新規猟銃取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・銃購入費
捕獲サポート体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、会議用機械器具の借料 ・事務用品及び印紙代 ・書類の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬費 ・研修教材費 ・捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・作業に従事する者に対する保険代 ・重機・車両の借料及び燃料代 ・捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む）
処理加工施設の人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費 ・研修会への参加に要する経費 ・研修教材費 ・事務用品
I C T の活用による情報管理の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ・I C T システムの導入費 ・事務用品
放射性物質影響地域のジビエ利活用推進		<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質検査費用 ・郵便料、電信電話料及び運搬費 ・消耗品（サンプリングに係るもの）

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1、別記8の第4の1の（1）及び4の（1）関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

○○県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）（都道府県広域捕獲活動支援事業）（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（シカ特別対策等事業）（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記2の第3の1（第3の2））（別記3の第3の1（第3の2）（別記4の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記5の第4の1の（1）のエ（第4の1の（1）のカ）、第4の1の（2）のウ（第4の1の（2）のエ））（別記8の第4の1の（1）、第4の4の（1））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
2 当該事業の協議内容がわかる資料を添付すること。
3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1及び2の（2）、別記8の第5の1の（3）及び4の（3）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の事業実施状況
報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
(協議会等名)
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第5の3（別記4の第5の3）（別記5の第5の1及び2の（2））（別記8の第5の1の（3）及び4の（3））の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあっては、別記様式第7号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の添付する別添にあっては、別記様式第9号に準ずるものとす

る。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあっては、別記4の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記8の第6の1の（1）及び4の（1）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の評価報告
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は
所在地
団体名
(協議会等名)
代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあっては、別記様式第8号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記1の第6の2、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）及び4の（2）関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長
又は
○○県（都道府）知事 殿

○○県（都道府）知事
氏名

又は
所在地
団体名
(協議会等名)
代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲
対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設
整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画につい
て

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初
事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの
で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状
況報告書の写しを添付すること。)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年度 の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止 計画（被 害の軽減 目標）	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分（整備事業を実施した場合に記載）

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画		
		目標 (年)	計画 策定期 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定期 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)								
	利用率 (%)								
	収支差 (千円)								
	収支率 (%)								
	累積 赤字 (千円)								

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記8の第4の1の（4）及び4の（4）関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

又は

○○県（都道府）知事 殿

所在地

団体名

（協議会名）

代表者 役職 氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

又は

○○県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画（都道府県計画）に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

1 事業内容及び事業量

- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の2、別記5の第4の2、別記8の第4の1の(2)及び4の(2)関係)

○○県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	○○県(都道府)	管内市町村数	
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	令和 年度	被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和 年月末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

- 県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。
- 〇有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備(目的:被害を与える鳥獣に応じて捕獲体制を構築)
 - ・捕獲機材の整備(目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備)
 - ・生息状況調査の実施(目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握)
- 〇被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の設置(目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備)
 - ・払い戻し柵の設置(目的:効果的・継続的な払い戻しによる被害防除)
 - ・被害状況調査の実施(目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握)
- 〇生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備(目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備)
 - ・放任果樹の除去(目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

6 都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え方等を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲計画(又は実績)

対象鳥獣	直近3カ年の有害捕獲実績(頭数)	有害捕獲計 (又は実績) 頭数(頭 数)	上限単価 (円/頭・羽)(円)	交付金額 付金額計(円)	処理経費等(円)		
					埋設経費	焼却経費	交付金額計(円)

注1: 必要に応じて行を追加すること。

2: 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

- (1) 推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
別紙1
- (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)概要
別紙2
- (3) 被害防止計画の概要
別紙3
- (4) 都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
別紙4
- (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
別紙5
- (6) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要
別紙6
- (7) シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
別紙7

(事業の経費の配分)

区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推進交付金						
内 訳	推進事業(総合支援) 都道府県活動支援 広域捕獲活動支援 緊急捕獲活動 シカ特別対策					
整備交付金						

(都道府県附帯事務費)		
	事業費	交付金
		取組内容 (内訳を記載すること。)

注1: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。

2: 取組内容については、内訳、数量×単価、等を用いて記載すること。

3: 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙2) (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要
○○県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等 2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

事業実施主体 (会員名) (参考用記入欄)	事業 計画 内容 の 相 関 性 の 度 (O・X)	事業 主 体 の 種 類 (O・X)	①鳥獣被害防止施設(新規整備)		②鳥獣被害防止施設(既設整備)		③鳥獣被害防止施設(既設改修)		④鳥獣被害防止施設(既設撤去)	
			通常実績割合(1/2等/分)*		通常実績割合(1/2等/分)*		通常実績割合(1/2等/分)*		通常実績割合(1/2等/分)*	
			資材費割合分(*)	事業費 割合 の 要 求 金 (円)	資材費割合分(*)	事業費 割合 の 要 求 金 (円)	資材費 割合分(*)	事業費 割合 の 要 求 金 (円)	資材費 割合分(*)	事業費 割合 の 要 求 金 (円)
合計										

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画又は実績の内容については、推進事業、整備事業が一體の場合には1、整備事業の場合には2、整備事業の場合には2、推進事業の場合には1を記入する。

3: 鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に関するよう、スマートコンサー等のICTを用いていたりなどの他の捕獲施設と一緒に整備する場合には、その内容を記載する。

4: 推復技術高度化施設について、該当する施設の概要を記載する。

5: 6法指定地の種類について、該当する施設がある場合は、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。(資材費額とそれぞれ記入する。

6: 備考欄の合計額には、せりぞに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「原価額〇円」うち、国課〇円を同括弧内に記入する。

7: (*): について、(×): に該当する。また、食肉利用施設について、予定販売先及び販売数量については、(×)と記載する。

8: 地域資源を活用した農林業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に対する車両等、小笠原諸島、豪雪地帯が特例措置法第67号、第5条に基づき総合的に事業開拓に関する計画に記載されることが営業実績加工施設については、(×)と記載する。

9: 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地のほか、沖縄、奄美群島、豪雪地帯が特例措置法第28号に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地等災害警戒区域が該当する場合は1、該当しない場合は2を記入する。(資材費額とそれぞれ記入する)。

10: 事業実施主体ごと事業内容(鳥獣被害防止施設、地域提案ごとに各地域の被害捕獲活動、鳥獣被害防止緊急捕獲活動、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動、市単独事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設設備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと。別紙2別添に整理。

11: 事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会構成員は「3」、コンーシアムは「4」を記入する。

(別紙3) (3) 被害防止計画の概要
 ○○県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等	事業の種類 (参画協議会名)	事業面の内容 (参考)	被害の削減目標(被害防止計画の目標)				4. 生息環境管理の取組				
			被害金額の削減目標		被害面積の削減目標		生息環境管理の実施内容		備考		
対象鳥獣	現状値 (○年度) (万円)	目標値 (○年度) (万円)	対象鳥獣 (備考)	現状値 (○年度) (ha)	目標値 (○年度) (ha)	目標値 (○年度) (ha)	削減率 (%)				
合計											

注1：事業の種類については、被害緊急応急性は1、広域連携は2を記入する。
 2. 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。
 3. 生息環境管理の実施内容については、地図において取組した内容を記載すること。

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

○○県(都道府)計画(又は実績)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
○○県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1 事業の目的

--

2 計画の作成状況等

--

注:第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止目的とする捕獲が位置付けられると判断できる記載を抜粋して記入すること。

3 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。

2:事業実施範囲と協議会等が放害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況

--

注:有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(3)広域捕獲活動(個体数調整)

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			

(内訳)

対象鳥獣	捕獲頭数	①個体数調整に係る捕獲					②捕獲個体処理					合計 (①+②)	報奨金額	備考		
		食肉利用等仕向け向けの有無	上限単価	国庫交付金	捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地	備考欄	対象鳥獣	実施内容の概要								
								埋設	施設を行う施設の名称及び所在地	焼却	焼却を行う施設の名称及び所在地	事務費(現地確認)				
合計																

③捕獲機材及び止め刺し資材

機材及び資材の種類	購入数	単位当たり単価	国庫交付金	従事者数	1人当たりの保険代	国庫交付金	④捕獲に従事する者の保険代	
							(円)	(円)

注1:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

2:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

3:「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、それ以外は×を記載すること。

4:「機材及び資材の種類」の欄は、箱な、くりわな、圓いわな、誘導捕獲撲殺等の導入、止め刺し資材のいずれかを記載すること。

5:「単位当たり単価」の欄は、単位当たりの単価(例:〇円/基等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

(4)高度捕獲人材育成活動

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(5)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の5%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

〇〇県 都道府事業実施計画(又は実績)

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体 (参画協議会 名)	構成 市町村	①有害捕獲			②捕獲個体処理			③事務費(現地確認)			1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計 (市町村による 報奨金合計) (⑨-(⑦)+(⑧) ×(⑤)) (円)
		事業の種類等 の有無	対象鳥獣 種類等	捕獲頭数 (頭)	補助金額 (円/頭)	上履平面 食肉利用等 仕向けの有無 (頭)	対象鳥獣 捕獲頭数 の有無	補助金額 (円/頭)	実施内容の概要 埋設する 施設の名称 及び所在地	補助金額 (円)	実施内容 の概要	補助金額 (円)	補助金額 (円)	
計														

注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2：備考欄が明らかでない場合には、「食移剤」とぞれ記入する。

3：同取締が明らかな場合には、「食移剤」とぞれ記入すること。
4：対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣・成獣)は区別して記載すること。
5：単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)においては△を、それ以外は×を記載すること。

6：捕獲計画の既定根拠の欄には、イノシシ、ニガンジカ、エンジンジカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況(畜舎事業で柵を設置する場合は必須)等を記載すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

1. 鳥獣被害防止施設

事業実施主体名	事業の概要

2. 食肉利用等施設

事業実施主体名	事業の概要

3. 焚却施設

事業実施主体名	事業の概要

4. 捕獲技術高度化施設

事業実施主体名	事業の概要

5. 地域提案

事業実施主体名	事業の概要

1 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目	H30	R1	R2	R3	R4	5か年平均

※被害額、被害面積や生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。

注1:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。

3 事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(3)シカの集中捕獲

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(4)捕獲個体の処理

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(5)人材育成活動

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(6)大規模捕獲実証

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(7)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別記様式第7号(別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5の3、別記5の第5、別記8の第5の1の(3)及び4の(3)関係)
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	令和 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

- 市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。
- 有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
- 被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
 - ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
 - ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
- 生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

対象鳥獣	直近3カ年の有害捕獲実績(頭数)			有害捕獲実績数(頭数)	上限単価(円/頭・羽)	交付金額(円)
	〇年度	〇年度	〇年度			

処理経費等(円)	
埋設経費	
焼却経費	
現地確認等経費	

注1:必要に応じて行を追加すること。

2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

- (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
別紙1
- (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)概要
別紙2
- (3)被害防止計画の概要
別紙3
- (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
別紙4
- (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
別紙5
- (6)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要
別紙6
- (7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
別紙7

(事業の経費の配分)

区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考	(円)
推進交付金							
推進事業(総合支援)							
都道府県活動支援							
広域捕獲活動支援							
緊急捕獲活動							
シカ特別対策							
整備交付金							

(都道府県附帯事務費)

	事業費	交付金	取組内容	(円)
附帯事務費			(内訳を記載すること。)	

注1: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。

2: 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

3: 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

事業実施主体 (参画会員会社名)	事業 計画 の 種類	事業 計画 の 内容	事業 計画 の 主な 取扱 事項	事業 計画 の 種類 の 主な 取扱 事項	①賃調査復査わな(*)	③大規模緩衝帯(*)	④ICT等新技術実証	⑤ジエ等の利用拡大に向けた地域の取組		⑥島敷隊員の人材育成	⑦新規測定取得支援		⑧実施隊員の入浴支援	⑨島敷隊員の入浴支援	⑩申請サポート体制の構築		⑫地場性物質影響地 のシエ等活用推進		⑬ICTの活用による情報 管理の効率化	⑭地場性物質影響地 のシエ等活用推進		⑮推進事業企 業者		
								事業費 (円)	国庫 交付金 (円)		事業費 (円)	国庫 交付金 (円)			事業費 (円)	国庫 交付金 (円)	事業費 (円)	国庫 交付金 (円)						
合計																								

注：1：事業の種類については、被害緊急割合は1～広域連携型は2を記入する。

2：事業計画(又は実績)の内容について、これは「推進事業と整備事業が一体の場合」には1、「推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3：備考欄の合計欄には、仕入れに係る賃査等相当額について、これを「賃査額」(例、〇円／ha等)を記載する。この場合には「該当なし」と、同様額が明らかでない場合には「賃査額」とそれぞれ記入する。

4：(*)については、単位担当の職種(例、〇円／ha等)を記載する。また、上限額を超過した場合を特に認める際には「(特)と記載する。

5：取組区分欄には、「新規事業実施主体の取組は「1」、実施主体の取組は「2」を記入する。

6：農業者団体等民間団体は被監査防正活動については、「不登耕地」「生息環境管理」「被監査」「被監査」「被監査」「被監査」等にそれぞれ記入する。

7：事業実施主体の取組については、協議会の構成員は「1」、協議会の構成員は「2」、協議会の構成員は「3」、協議会の構成員は「4」を記入する。

8：ジエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち搬入促進支援の取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。

(別紙2) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業実施主体等

2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

事業実施主体等 (事業名 (商号) 構成員 (会員名) 科名 事業 主導 の種類 の選択 の道 程)	整備事業										②処理加工施設				
	①鳥獣被害防止施設(新規整備)					①鳥獣被害防止施設(既設整備)					②処理加工施設				
	事業 計画 の内 容		資材費定額分(*)		通常補助率(1／2等/分(*)	資材費定額分(*)		通常補助率(1／2等/分(*)		食肉利用等施設(* の設備を有するものに限る。)		食肉等を原料とする工場設置(* の設備を有するものに限る。)		(減容化した他の施設を含む。)	
事業実施主体等 (事業名 (商号) 構成員 (会員名) 科名 事業 主導 の種類 の選択 の道 程)	事業 計画 の内 容	事業 主導 の種類 の選択 の道 程	ICT 等の 活用 の有 無 (○×)	対象鳥獣 金 (円) (円)	事業 費 額 の概要 (円)	事業 内容 の概要 (円)	対象鳥獣 金 (円) (円)	事業 費 額 の概要 (円)	事業 内容 の概要 (円)	通常補助率 基準 額付 金 (円) (円)	対象鳥獣 金 (円) (円)	事業 費 額 の概要 (円)	事業 内容 の概要 (円)	事業費 額 の概要 (円)	対象鳥獣 金 (円) (円)
合計															

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は、「広域連携型」、2を記入する。
2：事業計画又は実績の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には、その内容を記載する。

3：鳥獣被害防止施設と一体的な整備を図る場合は、その他の補措施設との併用を記載する。
4：補措施設について、効率的な資源の促進投資による、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の補措施設と併用する。

5：地域技術高専化施設について、該当する地場指定がある場合は、どの地場指定も該当しない場合は「該当ない」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれ記載する。

6：法指定地の合計額については、仕入による消費税等相当額については「同税額〇円」うち国費〇円に該当する場合は「同税額〇円」。

7：(*)については、単位当たりの施設面積例〇円／㎡等を記載するとともに、上園耕地面積を認めた場合に記載する。また、食肉利用等施設については、予定の販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。

8：地域資源を活用した農林漁業等による事業の創出等及び農業、森林、畜産、水産等の農業地帯、旧流域、中前農業地帯又は山間農業地帯に該当する場合は、「(平成22年法律第61号)第6条に基づく公法第2項に規定する農業地帯、旧流域特別指定期間の範囲を該当する場合」に該当する場合は「該当ない」場合又は「該当する場合」に該当する場合は「該当する場合」。

9：中山間地に該当するか否かのほか、「(平成13年3月30日付け19等第95号)第2項に規定する農業地帯、旧流域特別指定期間の範囲を該当する場合は「該当する場合」、中前農業地帯又は山間農業地帯に該当する場合は「該当しない」。

10：事業実施主体ごとに事業の整備を行った場合は、侵入防止柵設置後の状況、工事請負契約書、修理加工施設、処理加工施設、地盤改良工事などの鳥獣被害防止対策、市単事業などの鳥獣被害防止対策、共同事業の実施主体が具体的に該当する場合は「該当する」、共同事業の実施主体が「該当しない」場合は「該当しない」。

11：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合は、侵入防止柵設置後の状況、工事請負契約書、修理加工施設、地盤改良工事などの鳥獣被害防止対策、市単事業の実施主体が「該当する」場合は「該当する」、共同事業の実施主体が「該当しない」場合は「該当しない」。

12：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会が員である県議会議員は「2」、協議会の構成員である県議会議員は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本とそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
都道府県広域捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業の目的

--

2 計画の作成状況等

--

注:第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けられると判断できる記載を抜粋して記入すること。

3 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。

2:事業実施範囲と協議会等が放害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況

--

注:有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(3)広域捕獲活動(個体数調整)

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			

(内訳)

対象鳥獣	捕獲頭数	①個体数調整に係る捕獲					②捕獲個体処理					合計 (①+②)	報奨金額	備考		
		食肉利用等仕向け向けの有無	上限単価	国庫交付金	捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地	備考欄	対象鳥獣	実施内容の概要					国庫交付金			
								埋設	施設を行う施設の名称及び所在地	焼却	焼却を行う施設の名称及び所在地	事務費(現地確認)				
合計																

③捕獲機材及び止め刺し資材

④捕獲に従事する者の保険代

機材及び資材の種類	購入数	単位当たり単価	国庫交付金	従事者数	1人当たりの保険代	国庫交付金

注1:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

2:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

3:「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、それ以外は×を記載すること。

4:「機材及び資材の種類」の欄は、箱な、くくりわな、罠いわな、誘導捕獲撲殺わな導入、止め刺し資材のいずれかを記載すること。

5:「単位当たり単価」の欄は、単位当たりの単価(例:〇円／基等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

(4)高度捕獲人材育成活動

取組内容	事業費	備考	
		国庫交付金	円
(具体的な内容及び積算)			
計			

(5)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の5%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体 名 (参画協議会 名)	構成 市町村	事業の 種類等	①有害捕獲						②捕獲個体処理				③事務費(現地確認)	合計 (①+②+③)	単価調整等 の方法	捕獲計画の 設定根拠	1頭あたりの報奨金額		報奨金額合計		備考						
			対象鳥獣	捕獲頭数 (頭)	食肉利用等 仕向け向け の有無	上限単価 (円/頭)	補助金額 (円)	捕獲個体を 搬入確認す る食肉利用 等施設の名 称及び所在 地	補助金額 計 (円)	備考欄	対象鳥獣	実施内容の概要							都道府県に よる報奨金 (④)		市町村によ る報奨金 (⑤)						
												都道府県による 報奨金(合計) (⑦)(=捕獲頭数 ×④)					市町村による 報奨金(合計) (⑧)(=捕獲頭数 ×⑤)										
計																											

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、

同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4: 「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は○を、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限が指示されている地域におけるシカ、イノシシ(幼獣を除く)及び福島県におけるシカ(幼獣を除く)においては△を、それ以外は×を記載すること。

5: 単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

6: 捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾジカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況(整備事業で柵を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。

1. 鳥獣被害防止施設

事業実施主体名	事業の概要

2. 食肉利用等施設

事業実施主体名	事業の概要

3. 焼却施設

事業実施主体名	事業の概要

4. 捕獲技術高度化施設

事業実施主体名	事業の概要

5. 地域提案

事業実施主体名	事業の概要

(別紙7) (7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
シカ特別対策等事業(シカ特別対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う被害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目	H30	R1	R2	R3	R4	5か年平均

※被害額、被害面積や生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。

注1:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。

3 事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(3)シカの集中捕獲

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(4)捕獲個体の処理

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(5)人材育成活動

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(6)大規模捕獲実証

取組内容	事業費		備考
	国庫交付金	円	
(具体的な内容及び積算)		円	
計		円	

(7)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別記様式第8号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6の1の（1）及び4の（1）関係）
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支授事業）鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等
鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の評価報告（令和〇〇年度報告）

1 被害防止計画の作成数、特徴等

〇〇県（都道府県）

2 事業効果の発現状況
地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況
被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	対象年数	事業内容	事業量	管理主体	利用率・稼働率	供用開始	被害防止計画の目標と実績			事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
								被害金額 目標額	被害面積 目標額	被害面積 実績額			
（託児施設）	（無駄被害防止施設）	（集落ヒトの周囲で、白鳥等の野鳥類の被害が多いとしてから、環境省の指導監理鳥獣被害等事務活動を手伝い、中山間地域に集中して暮らす集落を主とする）	（農業生産者、路地などに設置した施設を活用、サリ巣防治シナジーの活動、地頭農家による施設の運営を行なう）	（15%増加）	（15%増加）	（15%増加）	（15%増加）	（15%増加）	（15%増加）	（15%増加）	（託児施設）	（託児施設）	（託児施設）
（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）	（畜産施設）
（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）	（加工施設）
（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）	（流通施設）
（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）	（機械技術高効化施設）
（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）	（技術研究開発施設）
（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）	（指導施設）
（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）	（研究施設）

注1：被害金額及び被害面積の目標額については対象鳥獣及び目標地を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支授事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3：事業実施主体を参考とし、駆除等ごとに事業実施前と事業実施後での定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載すること。

4：事業実施主体の評価は記載した場合は、その効果を詳細に記載すること。

5：鳥獣被害防止施設を行つた場合、流入防止柵の設置状況や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設を行つた場合、流入防止柵の設置状況について、地区名、流入防止柵の種類・設置距離・事業費・国費・被害金額・被害面積・被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し添付すること。

5 都道府県による総合的評価

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記4の第4の2、別記5の第4の1の（1）、
別記8の第4の1の（1）及び4の（1）関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（2）（別記1の第4の1の（6））（別記4の第4の1の（2））（別記4の第4の1の（6））（別記5の第4の1の（1）のイ）（別記5の第4の1の（1）のカ）（別記8の第4の1の（1））（別記8の第4の1の（3））（別記8の第4の4の（1））（別記8の第4の4の（3））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）（広域都道府県域計画（又は実績））関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 有害捕獲 3 被害防除 4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 クマ複合対策 7 鳥類複合対策 8 他地域人材活用 9 ICT等新技術の活用 10 GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵などの導入 ○ICT等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 實施隊員の人材育成 2 新規獵銃取得支援 ○捕獲サポート体制の構築 ○処理加工施設の人材育成 ○ICTの活用による情報管理の効率化 ○放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設	円	円	円	円	円	
	小計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村（又はコンソーシアムを構成する市町村）が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごと（又はコンソーシアムを構成する各市町村ごと）に作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2 第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外來生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会（又はコンソーシアム）の概要

協議会（又はコンソーシアム）の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

（注）協議会（又はコンソーシアム）の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容	
[記載例]	
○有害捕獲に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。 ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 	
○被害防除に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50% >目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 ・追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 ・被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害種を特定。 	
○生息環境管理に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（Oha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（Oha）の刈り払いを実施。 ・放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] <ul style="list-style-type: none"> 実施イメージ：地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。 	

（注）鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）			円	円	円	円	円	
（1／2以内）								
計								

（注）1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関の名称	免許の種類	取得人 数	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)				円	円	円	円	円	
計				円	円	円	円	円	

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)				円	円	円	円	円	
計				円	円	円	円	円	

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）

ア 現場技術指導者の育成

所属機関の名称	育成人数	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)			円	円	円	円	円	
計			円	円	円	円	円	

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)				円	円	円	円	円	
計				円	円	円	円	円	

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥クマ複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦鳥類複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑧他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑨ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩GISを活用した被害対策等の可視化定着支援に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑪大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑫誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑬ICT等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑭農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑮ジビエ等の利用拡大に向けた地域（販売拡大支援）の取組に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑯ジビエ等の利用拡大に向けた地域（搬入促進支援）の取組に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			(事業内容)	円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 販売予定先が複数ある場合は、「販売先／販売数量」の行を追加して記載すること。

⑪鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成）に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑫鳥獣被害対策実施隊体制強化（新規獣銃取得支援）に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑬捕獲サポート体制の構築に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑭処理加工施設の人材育成に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑮ＩＣＴの活用による情報管理の効率化に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

②放射性物質影響地域のジビエ利活用推進に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか否か	備 考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

7 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 处理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
			(実施内容)	円	円	円	円	円	%	
			(販売先／販売数量)							
計				円	円	円	円	円		

(注) 1 食肉利用等施設の整備の場合は、実施内容欄に販売先及び販売数量を記載するものとし、販売予定先が複数ある場合は、「販売先／販売数量」の行を追加して記載すること。

2 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

3 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

4 处理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
計			円	円	円	円	円	%	

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策））の内容

別添2

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第9号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

別記様式第 10 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 8 の第 6 の 1 の（1）及び 4 の（1）関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) A-C/A-B	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注) : 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記 1 の第 6 の 2 に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3 の事業効果には、別記様式 8 号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第10号關係様式

鳥獣被害防止施設設置等について

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)関係）

(1) 経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 経費・事業内容の欄の(2)の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 経費・事業内容の欄の(3)の「新技術実証・普及活動」については、

大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

- (4) 経費・事業内容の欄の（4）の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5) 経費・事業内容の欄の（5）の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

エ 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進

野生イノシシの豚熱陽性が確認された地域において、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知。以下「手引き」という。）に基づく安全なジビエ利用を促進するため、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、都道府県の豚熱対策を担当する家畜衛生部局と連携して実施することとする。

(ア) 防疫・検査体制の検討

手引きに基づく安全なジビエ利用に向けた防疫・検査体制の構築のため、ジビエ利用個体の捕獲可能エリア、豚熱検査の外部委託化・迅速化、豚熱検査結果の共有方法、豚熱陽性確認時の処理加工施設等における防疫措置の手順等を検討できるものとする。

(イ) 複合的な拡散防止策等の検証

処理加工施設等での手引きに基づくジビエ利用の手順を試行し、捕獲から出荷までの一連の各作業における複合的な豚熱ウイルスの拡

散・交差汚染防止策の実効性・有効性の検証を実施できるものとする。

(ウ) 品質低下防止策の検討

処理加工施設での手引きに基づく一時保管の方法を試行し、ジビエの品質への影響を検証するとともに、品質低下を防止するための保冷条件や包装方法等の検討・実証を実施できるものとする。

(エ) 豚熱検査の実施

手引きに基づく安全なジビエ出荷のため、豚熱感染の有無を確認するための血液PCR検査を実施できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。なお、第1の1の(5)の才に取り組む場合にあっては、この限りではない。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(5)の才の(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の交付率の欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円／基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	88
小型獣用 (0.5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19

注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、Φ5mm以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、Φ3mm以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、Φ1.6mm以上とする。

(2) くくりわな

1基当たり16千円とする。

(3) 囲いわな

1m²当たり31千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり 3 1 千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の 2 の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第 3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記 1 の別記様式第 6 号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記 1 の別記様式第 1 号により地方農政局長と協議を行うものとする。

(1) 第 1 の 3 の事業費の 50%を超えて委託する都道府県計画

(2) 第 2 の 3 の地域特認に該当する都道府県計画

(3) 3 の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1 を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記 1 の別記様式第 5 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第 4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 1 号により地方農政局長に報告するものとする。

第 5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の評価を行い、別記 1 の第 6 の 1 の（2）の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動 (有害捕獲)	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材

新技術実証・普及活動	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の賃料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するためには要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 成果発表に必要な経費・ 情報提供や普及啓発に必要な経費・ 実証資材費・ 車両の借料及びその燃料代・ ジビエの品質検査料・ 血液 PCR 検査料 |
|--|--|

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第4、別記3の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事

氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記2の第4（別記3の第4）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（3）関係）
 - (1) 経費・事業内容の欄の（1）の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、広域捕獲活動（個体数調整）の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 都道府県計画（うち都道府県広域捕獲活動支援事業）の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
 - (2) 経費・事業内容の欄の（2）の「生息状況調査等」については、広域捕獲活動（個体数調整）における実施内容の検討に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況調査及び被害状況調査
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の行動圏調査及び繁殖地調査
 - ウ ア及びイの分析結果に基づく広域捕獲計画の作成
 - (3) 経費・事業内容の欄の（3）の「広域捕獲活動（個体数調整）」については、広域捕獲活動（個体数調整）の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

 - ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動（個体数調整）（市町村からの要請に基づくものに限る。）
 - イ アにより捕獲した個体の処理等
 - ウ アにおいて必要な捕獲機材の整備
- (4) 経費・事業内容の欄の（4）の「高度捕獲人材育成活動」については、

広域捕獲活動（個体数調整）を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく捕獲方法等を習得する目的で行う担い手育成研修

イ 広域捕獲計画に基づく捕獲活動を実施する上で必要となる高度な捕獲技術を習得する目的で行う捕獲技術高度化施設や捕獲現場における教習・訓練等

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(2) なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動（個体数調整）のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県の職員（確認者（①都道府県知事が認めた市町村の職員、②都道府県が捕獲確認を委託する場合に限り、都道府県知事が認めた委託先の職員、③処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げるものにより、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認（書類確認）し、別紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体がスプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の脚部を下向きに、頭部を右向きにした状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（原則として「尾」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）の確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真によ

り確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振

農林水産省長が別に定める広域捕獲活動（個体数調整）における上限単価は次に掲げるとおりとする。

(1) 捕獲活動経費（別表 広域捕獲活動（個体数調整）ア関係）

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭）
イノシシ、シカ (成獣)	共通	18,000
イノシシ、シカ (幼獣)	共通	2,000

(2) 捕獲機材（別表 広域捕獲活動（個体数調整）ウ関係）（消費税を除く。）

ア 箱わな

仕様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価（千円／基）
大型獣用 (3 m ² 以下)	イノシシ、シカ	119

注：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、最小目幅10cm以下、φ5mm以上と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

イ くくりわな

1基当たり16千円とする。

ウ 囲いわな

1m²当たり31千円とする。

エ 誘導捕獲柵わな導入

1m²当たり31千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により2の(2)の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

(1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画

(2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画

(3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 都道府県広域捕獲活動支援事業の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
広域捕獲活動 (個体数調整)	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数調整に係る捕獲活動経費 (個体数調整の許可に基づき捕獲されたものに限る。) ・ 捕獲に従事する者に対する保険代
	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体の埋設・運搬経費 (捕獲従事者自らが行う場合を除く。) ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	<p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲に必要な機材（わなに限る。） ・ 止め刺し資材
高度捕獲人材育成活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
* * 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕 獲 月 日	捕 獲場所 (住所等)	捕 獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

* * 支払確認月日は、都道府県が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針」における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、農林水産業に係るイノシシ、シカの被害防止を目的としたものに限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する個体数調整において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記4)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、市町村域において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1)により捕獲した個体の処理

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたも

のに限る。)

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類にあっては原則として「両脚」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（4）に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に

他の者に委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く。)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く。)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む。)		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとす

る。

- なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2870 号農林水産省生産局長通知）第 5 の 1 の注 2 に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。
- 3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）並びに福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律 8,000 円／頭とする。
- 4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は 9,000 円／頭とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第 4 条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、次のいずれか該当する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第 3 の注 2 の鳥類の上限単価を超える広域都道府県域計画

イ 4 の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画

- (3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3) で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第 2 の 3 の都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他

の者に委託する事業実施計画

イ 第3の注2の鳥類の上限単価を超える事業実施計画

(5) 地方農政局長は、(2)の協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

(6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更に該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により、1の(2)の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF（豚熱）対策」と記入するものとする。

(3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、実施状況の報告は、別表の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

事業の評価は、別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

第7 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月 日	
* * 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・幼 獣別	頭数	捕 獲 月 日	捕 獲場所 (住所等)	捕 獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

*確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

* * 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

- 2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
- 3：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。
- 4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいづれか）を記載すること。
- 5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいづれかを記載する。
- 6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。
- 7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
- 8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

別表

1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<p>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的</p> <p>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業実施体制 協議会の概要</p> <p>4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。））、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携</p>

2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項</p>

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策) (広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち補助金	円)
事業実施主体名		事業実施年度	令和〇〇年度

2 農林水産業等における鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

【記載例】

- 有する捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築
 - ・捕獲機材の整備目標:農作物被害の多くを占める〇〇の農地で、捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
 - ・捕獲機材の整備目的:捕獲体制に応じて不足する捕獲機材を整備
 - ・捕獲機材の整備目標:〇〇における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。
 - ・生鳥状況調査の実施【目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握】
 - ・生鳥状況調査の実施を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
 - 被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備】
 - ・侵入防止柵に対する被害防除】
 - ・研修会を実施。
 - ・追い払い活動の実施【目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除】
 - ・追い払い活動の実施【目的:地元の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。
 - ・被害状況調査の実施【目的:地元の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動における被害状況及び加害鳥獣の把握】
 - ・被害状況調査の実施【目的:地元の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動における被害状況及び加害鳥獣の把握】
 - 生鳥環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備【目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備】
 - ・緩衝帯の整備【目的:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。】
 - ・放任果樹の除去【目的:地域内の見廻りをして放任果樹等を除去】
 - ・放任果樹の除去【目的:地域内の見廻りをして放任果樹等を除去】

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))に係る部分

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)
推進事業概要(有害捕獲)
別添

(別記5)
シカ特別対策等事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

(1) シカ緊急捕獲対策

シカによる農林水産業に係る被害を軽減するため、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) シカ特別対策

シカの被害により、特に個体数を減少させる必要がある地域において、捕獲活動等の対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画及びシカの捕獲計画に掲げるシカの捕獲等に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る事業実施主体の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）、都道府県及び市町村（協議会の構成員に限る。）とする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲

事業実施主体の範囲は、別記1の第1の6を準用する。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) シカ緊急捕獲対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る経費・事業種類の欄の「シカの有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の

広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ特別対策により実施する捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 有害捕獲

イ アにより捕獲した個体の処理

（2）シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の①の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、次に掲げる事項について協議するものとし、都道府県及び市町村が相互に連携を図り、実施するものとする。

なお、（ウ）の評価に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

（ア）シカ特別対策に係る関係機関との連携体制を含めた実施体制の構築

（イ）事業実施状況の把握

（ウ）捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む。）の評価

（エ）その他必要な事項

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の②の「生息状況調査等」については、次に掲げる全ての事項を実施するものとする。

協議会（市町村を含む。以下このイにおいて同じ。）が事業実施主体として取組を実施する場合にあっては、協議会における捕獲計画を作成の上、都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。都道府県知事は、協議会が作成した捕獲計画を含め、都道府県における捕獲計画を作成するものとする。

なお、捕獲計画の作成に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

（ア）シカの生息状況調査及び被害状況調査

（イ）（ア）の結果を踏まえた被害要因、生息状況等の分析

（ウ）（ア）、（イ）に基づき捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標（雌ジカの捕獲割合を含む。）等を定めた捕獲計画の作成

ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ緊急捕獲対策の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (ア) イの（ウ）で作成した捕獲計画に基づく捕獲
- (イ) (ア)において必要な捕獲機材の整備（捕獲計画に応じたわな等の移設を含む。）

エ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の④の「捕獲個体の処理」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

- (ア) ウの（ア）により捕獲した個体の処理
- (イ) ウの（ア）により捕獲した個体の処理施設における搬入経費

オ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の⑤の「人材育成活動」については、シカの集中捕獲を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な研修を実施できるものとする。

カ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の⑥の「大規模捕獲実証」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

- (ア) 大規模捕獲機材の導入
- (イ) (ア)の機材による大規模捕獲実証
- (ウ) (イ)による実証成果の普及

2 交付対象経費

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 交付対象となる経費は、1の（1）のア及びイに直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

- (ア) 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）
- (イ) 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）
- (ウ) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
- (エ) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

イ なお、アの（ア）の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

（ア）捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

（イ）現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

a 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

b 捕獲個体又はその部位（獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類にあっては原則として「両脚」とする。）

（ウ）複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

（2）シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業の交付対象となる経費は、別表1に掲げる経費とし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

イ 別表1の事業内容の欄のシカの集中捕獲に係るイの「捕獲活動経費」の確認に当たっては、（1）のイを準用する。

3 事業の委託

（1）シカ緊急捕獲対策

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の①に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長

が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

(2) シカ特別対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) シカ緊急捕獲対策

留意事項は、別記4の第2の4を準用する。

(2) シカ特別対策

都道府県知事は、実施した取組の成果及び事業の実施における課題を整理し、市町村に対して周知に努めるとともに、捕獲体制の改善を図るものとする。

第3 交付額等

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る交付率の欄の農振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭)
シカ（成獣）	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
シカ（幼獣）		1,000

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画

を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

- 2：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ（幼獣は除く。）及び福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律 8,000 円／頭とする。
- 3：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ（幼獣は除く。）の上限単価は 9,000 円／頭とする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (5) の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体が都道府県においては 30,000 千円以内、協議会（市町村含む）においては 3,000 千円以内とする。
なお、北海道が事業実施主体となり、道内を区分して取り組む場合は、4 地域までとし、1 地域当たりの限度額を 30,000 千円以内とする。
- 3 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (5) の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める「シカの集中捕獲」における上限単価は次に掲げるとおりとする。ただし、事業実施主体は捕獲計画で策定した捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を勘案し、予算と計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

(1) 捕獲活動経費（別表 1 シカの集中捕獲 イ関係）

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭）
シカ（成獣）	共通	18,000
シカ（幼獣）	共通	2,000

4 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により 3 の上限単価を超える場合、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合には、助成できるものとする。

- 5 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (5) の②の取組に対する賃金として日当払いとする場合には、活動時間や業務の負担等を勘案した単価を設定するものとする。

第 4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水

産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。

イ 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ウ 都道府県知事は、イにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

エ 都道府県知事は、ウで作成する都道府県計画に、都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他の者に委託する事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

オ 地方農政局長は、イの協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

カ 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、イ、ウ、エ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更に該当するときは、イ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

(2) シカ特別対策

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

ウ 都道府県知事は、イで作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

　a 第3の4の地域特認に該当する都道府県計画

　b 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して

事業に着手する都道府県計画

エ 都道府県知事は、シカの個体数減少に資するため、必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、ア、イ及びウの規定を準用して手続を行うものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 1の(1)のイに定める事業実施計画は、別記4の別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。

イ 1の(1)のウに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、1の(1)のイの広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

ウ 1の(1)のエ及びカに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、1の(1)のイ及びカに定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

(2) シカ特別対策

ア 1の(2)のイに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により作成するものとする。

イ 1の(2)のウ及びエに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(1)のカ及び1の(2)のエに定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 シカ緊急捕獲対策

別記4の第5を準用する。

2 シカ特別対策

(1) 事業実施主体は、都道府県知事に本事業の実施状況を報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により報告された実施状況及び都道府県が事業実施主体となる事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 シカ緊急捕獲対策

別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

2 シカ特別対策

事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとする。

事業実施主体が協議会（市町村を含む。）の場合にあっては、評価結果を都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、報告を受けた協議会（市町村を含む。）の評価結果を含め都道府県が事業実施主体となる事業の評価を行い、9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導

推進指導は、別記1の第8を準用する。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

なお、シカ緊急捕獲対策における捕獲活動経費は、交付決定の日から令和6年3月31日までに事業実施主体が捕獲確認をした場合に支援対象とすることができます。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表1 シカ特別対策等事業（シカ特別対策）の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
実施体制の整備	ア 会場借料、会議用機械器具の借料 イ 事務用品 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等	ア 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ウ 事務用品、印紙代 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 薬品類、調査機材及びその借料 キ 調査に従事する者に対する保険代 ク 車両の借料及びその燃料代
シカの集中捕獲	ア 捕獲活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 捕獲活動経費 ウ 捕獲に従事する者に対する保険代 エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費 オ 捕獲に必要な機材（銃弾含む（銃本体は除く。。）） カ 重機、車両の借料及びその燃料代 キ 止め刺し資材 ク わなに係る給餌（餌代含む。）
捕獲個体の処理	ア 捕獲個体処理への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 エ 埋設資材、簡易減容化機材 オ 重機、車両の借料及びその燃料代
人材育成活動	ア 会場借料、研修用機械器具の借料 イ 事務用品、印紙代 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費

	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 研修教材費 キ 研修・講習受講費用及び旅費
大規模捕獲実証	ア 実証資材費 イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 会場借料、研修用機械器具の借料 オ 研修・講習受講費用及び旅費 カ 研修教材費 キ 事務用品、印紙代 ク 書類等の印刷費及び製本費 ケ 郵便料、電信電話料及び運搬費

注 各事業内容における交付対象経費については、同一の取組に対して、重複して支援を受けることはできないものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
* * 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

シカ特別対策等事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・幼 獣別	頭数	捕 獲 月 日	捕 獲場所 (住所等)	捕 獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

* * 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

4：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

5：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

6：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

7：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

シカ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。

②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。

③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告

書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナー等の開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を開催し、効果的な被害対策と技術の普及推進を図る。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容（マッチングを含む。）
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施

- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会等の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会等を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策に係るマニュアルの作成

鳥獣被害対策に係るＩＣＴ等の新技術や研究等について、既存のマニュアルから内容を拡充したものを作成する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会等及びマニュアルの内容
- c 全国検討会等の開催計画及びマニュアルの作成計画
- d 全国検討会等の告知方法及びマニュアルの配布方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者（以下「技術者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 研修での指導を行う専門的技術者の育成方法の調査、検討及び育成の実施
- (カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (キ) その他必要な事項

(3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

(4) ジビエ流通衛生管理高度化事業

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。

ア 指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成
- (ウ) 指導者育成の研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

イ 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成
- (ウ) 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

(5) 愛玩動物用飼料原料等利用促進事業

捕獲鳥獣を原料とする愛玩動物用飼料（以下「ジビエペットフード」という。）及び動物園等でのと体給餌用エサの安定供給及び利用拡大を図るため、適切な処理方法の普及、安定供給のための流通体制の構築、新規需要創出、普及啓発等に向けた以下の取組を実施する。

ア 愛玩動物用飼料原料利用促進事業

(ア) 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、ペットフード製造事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理やペットフード製造の品質・衛生管理に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、(イ)から(エ)までに係る実施方針を検討し、実践する。

(イ) 流通体制の構築

令和4年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業における取組成果を基に、東日本と西日本のそれぞれ1箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等によるペットフード製造事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証（品質等情報の伝達を含む。）し、構築する。

(ウ) 新規需要の創出

全国を対象に、ジビエペットフードの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の新規需要に関する処理加工施設とペットフード製造事業者とのマッチングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

(エ) ジビエペットフード利用の普及啓発

令和4年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業で作成したマニュアルの配布等により、ジビエペットフード利用について、処理加工施設やペットフード製造事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

(才) その他事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) から (エ) までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ア) のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

イ と体給餌利用促進事業

(ア) 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、動物園事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理や動物園動物の生理・生態に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、(イ) から (キ) までに係る実施方針を検討し、実践する。

(イ) と体給餌用エサに関する調査

動物園事業者がと体給餌用エサの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）として求める、野生鳥獣の利用部位、大きさ、カット方法、量、品質・衛生管理の水準等を調査する。調査は全国の動物園事業者を対象に、経営規模の大小に関わらず幅広く実施するものとする。

(ウ) マニュアル作成

(イ) の結果を基に、処理加工施設等における動物園事業者が求める品質・衛生管理の水準を満たす原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の加熱殺菌法等について検討・実証し、全国の処理加工施設等でも取組可能な品質・衛生管理を向上するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

(エ) 納餌方法の明確化

動物園等で広く飼育されている3種以上の肉食動物を対象に、年齢や妊娠など生育ステージに応じた、給餌量及び給餌頻度、と体給餌用エサへの馴化の方法等、獣種ごとの適切な給餌方法を検討・実証する。

(オ) 流通体制の構築

(イ) の結果を基に、東日本と西日本のそれぞれ1箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等による動物園事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証（品質等情報の伝達を含む。）し、構築する。

(カ) 新規需要の創出

全国を対象に、と体給餌用エサの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の新規需要に関する処理加工施設と動物園事業者等とのマッ

チングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

(キ) と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

(ウ) で作成したマニュアルの配布や動物園等とのと体給餌イベントの開催等により、と体給餌用エサとしての利用について、処理加工施設や動物園事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

(ク) その他事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) から(キ)までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ア)のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

(6) I C Tを活用した調査に基づく捕獲の実践事業

I C Tを活用した調査に基づく捕獲を推進するため、以下の取組を実施する。

ア 検討体制の構築

I C Tを活用した広域的な調査に基づくシカ又はイノシシの捕獲を効果的に実施するため、I C Tを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる(ア)、(イ)及び(エ)から(キ)までの事項について検討、(ウ)の事項について選定する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) イの生息状況調査の研修の内容

(ウ) イの生息状況調査及びエの捕獲活動の実施地区

(エ) イの調査結果に基づくウの計画策定の内容

(オ) エの実践的な捕獲活動の内容

(カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(キ) その他必要な事項

なお、実施地区は全国から複数の実施地区を選定する。この際、原則として行政界を跨いだ地区とし、実施地区の1箇所以上を北海道の地区とする。また、実施地区が所在する都道府県と調整し、適切に捕獲の許可を得られるよう合意形成を行う。

イ I C Tを活用した広域的な生息状況調査

アで選定した実施地区において、被害防止を目的とした個体数調整のための生息状況調査を実施する。

ウ 計画策定

イの調査で収集したデータに基づき、捕獲活動の計画を地区ごとに策定する。

エ 捕獲活動

ウで策定した計画に基づき、実践的な捕獲活動をモデル的に実施す

る。なお、ＩＣＴを活用した調査に基づく捕獲の実践事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。
また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。
- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、259,600千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業

実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の（1）に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の（2）に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一

部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とするが、第2の1の（6）の事業に限り令和5年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

	を専ら行うために必要な経費	
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
その他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記6の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びI C Tを活用した調査に基づく捕獲の実践事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第4の1の（1）（別記6の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例 1) ①研修カリキュラム 及び教材等の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④全国検討会の開催 ⑤報告書等の作成・配布 (例 2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びＩＣＴを活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業、ＩＣＴを活用した調査に基づく捕獲の実践事業以外の事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) 研修カリキュラム・セミナー・講義及び現場実務講習の開催

（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策扱い手マッチング事業の場合に記載する。）

ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム（カリキュラム）（案）の概要

注：研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）を添付すること。

イ 研修会・セミナー・講義及び現場実務講習の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	加人数	研修内容	備 考

注：備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

(3) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催等

（鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。）

ア 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミットの開催）

開催時期・開催場所	テーマ（案）	参加規模等

注：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

イ マニュアルの概要

--

注：マニュアル（案）について具体的に記載すること。

（4）研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。

（5）研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。また、

備考欄に周知方法を記載する。

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

（1）コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

（2）コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

（3）事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（3）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具

体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（3）に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

（4）事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は（3）事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

（5）その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（3）ア・イのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

（6）利活用技術者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

3-3 事業の内容（愛玩動物用飼料原料等利用促進事業）

（1）検討体制の構築

ア コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム等構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注1：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

注2：構成団体等の欄には、コンソーシアムの構成員の氏名、所属、専門分野等を記載する。

イ コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定期	検討内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 事業実施計画

ア と体給餌用エサに関する調査

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 給餌方法の明確化

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ 流通体制の構築

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（5）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

オ 新規需要の創出

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（5）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

カ ジビエペットフード利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のアに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

キ と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

（3）事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、（2）事業実施計画と整合をとる。

（4）その他事業の目的を達成するために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合、要領別記6第2の1の（5）のアの（イ）～（エ）のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

注2：と体給餌利用促進事業の場合、別記要領6第2の1の（5）のイの（イ）～（カ）のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（ＩＣＴを活用した調査に基づく捕獲の実践事業）

（1）実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(注) 北海道で行う事業と本州以南で行う事業とをそれぞれ別に記載すること。

(2) 事業実施計画

ア I C Tを活用した生息状況調査の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(6)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ I C Tを活用した生息環境調査の結果に基づく実践的な捕獲活動の研修の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(6)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2) 事業実施計画と整合をとる。

4 添付書類

(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記6の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注） 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びＩＣＴを活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
- 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記7)

全国ジビエプロモーション事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(7)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財團法人、公益社団法人、公益財團法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)関係）
 - (1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

(ア) ジビエフェアは年1回以上（延べ3か月程度）開催する。

(イ) ジビエフェアのポスター等PR資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等についてSNSやマスメディア等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。

(ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

(ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。

(イ) 協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

(ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。

(イ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート

ト調査や取組結果の分析を行う。
オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーションなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
(2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に關係のない既存の業務に対する支払はできない。 賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について(平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するため必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
その他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第4の1の（1）（別記7の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催、周知等	円	円	円	
2. 協賛飲食店等の募集、開拓等				
3. ジビエフェアの運営等				
4. 報告書等				
5. その他（　）				
計				

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

（2）ジビエフェアの開催、周知等の概要

（3）ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

（4）ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	参加店舗数	開催概要	備考

(5) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(6) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 …												
2 …												
3 …												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (4) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

- 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信等	円	円	円	
2. 体験コンテンツの開発等				
3. 報告書等				
4. その他 ()				
計				

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

(3) 体験コンテンツの開発等の概要

(4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(5) 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 …												
2 …												
3 …												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) 及び (3) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記8)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る採択要件の欄

の6の「農振局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- コ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30

日付け 13 統計第 965 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知) における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 5 の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 7 の「受益地内の生産コストの低減が 10% 以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での進入が困難、急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入方法の確立に資する次のアからエまでの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車（車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両）の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック（軽自動車区分に該当する小型トラック）又は保冷車に巻き上げ機（ワインチ）等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等

が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

(2) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たすものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

(ア) ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

(イ) 処理加工施設

(ウ) (イ) の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は実証のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、獵友会等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げない。

イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法

(カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

(キ) 財産の管理方法

(ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者

(ケ) 会計監査及び事務監査の方法

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店（以下「ジビエレストラン」という。）の拡大に向けた取組を実施するものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。

(8) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に関し情報の発信を行うものとする。

(2) 事業実施主体

- ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)の③に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ I C Tを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照

URL : <https://www.maff.go.jp/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

（2）留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

（1）事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

（ウ）改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工

施設での運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュアルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機（ワインチ）等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にワインチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

（ウ）軽トラックの機能等の実証

（イ）により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのワインチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等をとりまとめたマニュアルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための

課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

(ウ) コンテナ等の機能等の実証

(イ) で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地形的条件等を考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ) の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等をとりまとめたマニュアルを作成する。

エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の（ア）及び（ウ）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

なお、（イ）については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等に実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入（以下「生体搬入」という。）するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用

おりを製作する。

(ウ) 生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、(イ)で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2箇所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ) の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たってのおりの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

(4) 留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中

に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の a から c までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方向

- a 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

- b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、

それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

(ア) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を

行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。

- (イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (ウ) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (エ) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信

(ア) ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等における調理の指導・実習・勉強会を全国各地（3地域以上）で実施する。

(イ) ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により実施した試作調理やジビエメニュー等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

(エ) ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。

(オ) (ア)から(オ)までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ ジビエバイヤーズ商談会の実施

(ア) 食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカー

一、個人飲食店等による商談会（以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。）を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。

- (イ) ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表2のとおりとする。

（3）事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

（4）留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

（1）事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ I C Tを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

（2）要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（2）の②に係る採択要件の欄の8の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

（1）事業の内容

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民への理解醸成を図るため、現状や課題、ジビエ利活用に関する歴史や文化等を含む展示物及び動画等の制作を行う。なお、制作後取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している

又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表3のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体は、大阪・関西万博その他大規模展示イベント等の情報収集に努め展示に係る調和を図る。

第3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価（円／m） (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	電気柵シート（地際補強）	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620

ワイヤーメッシュ ユ柵(パネル状)	1, 950	4, 530
----------------------	--------	--------

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	25	225
	ネット柵	192	1, 612
イノシシ	金網柵 (ロール状)	296	2, 726
	ワイヤーメッシュ ユ柵(パネル状)	192	1, 612
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	430	3, 710
	ワイヤーメッシュ ユ柵(パネル状)	286	2, 426

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワ イヤーメッシュ柵	826	2, 065

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができるない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート(地際補強)は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート(地際補強)は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

・金網柵については、金網の径を ϕ 2 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ耐用年数が5年以上あるものに限る。

（2）地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価（円／m） (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	電気柵シート（地際補強）	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ ユ柵（パネル状）	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ ユ柵（パネル状）	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価（円／m） (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（1段当たり）	74	317
	ネット柵	545	2,055
イノシシ	金網柵 (ロール状)	985	4,395
	ワイヤーメッシュ ユ柵（パネル状）	635	2,365
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 (ロール状)	1,395	6,225
	ワイヤーメッシュ ユ柵（パネル状）	975	3,555

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価（円／m）	上限単価（円／m）
--------	-----------	-----------

	(直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	(左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	826	2,065

エ グレーティング

上限単価（万円／m ² ） (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価（定率、%） (左記以外の場合)
17.7	50

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができるない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をΦ5mm以上とし、防鏽仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をΦ2mm以上とし、防鏽仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10

月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官通知) に基づく事業により令和 2 年度以前に整備され、かつ残耐用年数が 5 年以上あるものに限る。

(2) 地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の(1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第 4 の 4 の(1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の(2)に係る採択要件の欄の 3 の「受益戸数が 3 戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の(8)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000 千円以内とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記 1 の第 4 の 1 を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記 1 の別表 1 の 1 の整備事業（新規整備）及び整備事業（既設柵の地際補強）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表 1 の 1 の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記 1 の別記様式第 6 号により、(1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(2)に定める広域都道府県域計画にあっては、別記 1 の別記様式第 9 号の別添により作成するものとする。

ウ (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記 1 の別記様式第 9 号により行うも

のとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第2の2(1)アの(イ)、第2の2(1)イの(イ)、第2の2(1)ウの(イ)、第2の2(1)エの(イ)に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の実施手続

- ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

- (1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

- (1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第3号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第4号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

- ア (1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記1の別表1の1の整備事業（新規整備）及び整備事業（既設柵の地際補強）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

- イ (1) で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第6号により、(1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。

- ウ (1) で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都

道府県知事が行う協議については別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第7号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第7号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第8号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第5号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第6号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に

係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1) の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、別記 1 の別記様式第 2 号により行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、別記様式第 9 号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第 6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記 1 の第 6 の 1 を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記 1 の第 6 の 2 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記 1 の第 6 の 1 を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記 1 の第 6 の 2 を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第 7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記 1 の第 7 を準用する。

第 8 推進指導等

1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聞く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第 9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第 10 国の助成措置

国の助成措置は、別記 1 の第 10 の規定を準用する。

別表1

ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	<p>事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の設備、備品については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログ等を提出すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事業費	<p>(会場借料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 <p>(通信・運搬費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 <p>(借上費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等借り上げ経費 <p>(印刷製本費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 <p>(資料購入費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 <p>(原材料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費 <p>(消耗品費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。

	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 	
旅 費	<p>(委員等旅費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 <p>(調査等旅費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝 金	<p>事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。 ・実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価として謝金を支払うものとする。 ・なお、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすること。
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。

	通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
役務費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表2

ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだ	

	けでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
その他の	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表3

鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に關係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について(平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するためには必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
その他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記8の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の2の（2）（別記8の第4の2の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費 円	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	計				

注：①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの取組を記載する。

②事業内容の欄には、要領別記8の第2の2（1）のア～エまでの取組の（ア）～（オ）について記載する。2つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の（ア）～（オ）について記載する。

③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。

④事業の委託を行う場合は、要領別記8の第2の2（3）に定める記載事項を備考欄に記載する。

⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○円、うち国費○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（小型の移動式解体処理車の製作・実証）

（1）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

（2）改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の問題点	対応	備考

（3）改良型移動式解体処理車の機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

（4）-1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（ＨＰ、ＳＮＳ、業界紙等）を記載する。

(5) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-2 事業の内容（軽トラックの改造・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 軽トラックの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) 軽トラックの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（ＨＰ、ＳＮＳ、業界紙等）を記載する。

(5) 軽トラック改造マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-3 事業の内容（コンテナ式処理施設等の活用・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

(2) コンテナの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) コンテナの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4)-1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4)-2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（H P、S N S、業界紙等）を記載する。

(5) コンテナ活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（生体搬入方法の実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 生体搬入用おりの製作

生体搬入向けの（改造）内容	対応	備考

(3) 生体搬入の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（ＨＰ、ＳＮＳ、業界紙等）を記載する。

(5) 生体搬入マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

4 添付書類

- (1) 事業実施主体（コンソーシアム）が作成した各種規約
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第4の3の（2）、第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の3の（2）（別記8の第4の3の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエレストラン拡大事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ料理の指導等	円	円	円	
2. メニュー開発支援等				
3. レストラン定着への周知等				
4. ジビエバイヤーズ商談会等				
5. 報告書等				
6. その他（　）				
計				

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

（2）ジビエ料理の指導等の概要

（3）メニュー開発支援等の概要

(4) レストラン定着への周知等の概要

--

(5) ジビエバイヤーズ商談会の概要

--

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 …												
2 …												
3 …												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第4号（別記8の第4の3の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第5号（別記8の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業）
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

別記様式第6号（別記8の第5の3関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第3号に準ずるものとする。

別記様式第7号（別記8の第4の5の（2）、第4の5の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の5の（2）（別記8の第4の5の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 展示物及び動画の制作等	円	円	円	
2. 報告書等				
3. その他（　　）				
計				

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

（2）展示物及び動画の制作等の概要

（3）報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第9号（別記8の第5の5関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注）別添様式については、別記様式第7号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。